

改正

平成20年3月3日告示第4号

平成21年6月26日告示第20号

平成22年12月13日告示第41号

平成23年9月2日告示第30号

平成24年8月1日告示第20号

平成26年9月18日告示第22号

平成28年3月14日告示第7号

平成30年12月1日告示第43号

令和2年3月19日告示第20号

御代田町新エネルギー導入奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御代田町が地球温暖化防止策の一つとして推進している新エネルギーの導入を促進するため、町内の住民が自ら設置する新エネルギー設備の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、御代田町補助金等交付規則（昭和50年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新エネルギー設備（以下「対象設備」という。）

ア 小型風力発電設備

イ 小水力発電設備

ウ 天然ガス自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車（以下「クリーンエネルギー自動車」という。）

エ 天然ガスコージェネレーション設備

オ 上記に類する設備で町長が認めたもの

(2) 住民 御代田町に住民登録した個人

(3) 住宅 住民が自ら居住する住宅（町内に存するものに限る。）

(4) 発電能力

(交付対象)

第3条 奨励金の交付対象者は、住民とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

(1) 交付申請時に、町税（住民税、固定資産税、国民健康保険税など）を滞納している者

(2) この要綱に定める奨励金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3) 交付申請時に、町内に住所を有しない者及び町内の住宅に居住していない者

3 クリーンエネルギー自動車については、住民が自家用車として使用するもので町内の駐車場所（借用を含む。）に駐車するものを対象とする。

4 天然ガスコージェネレーション設備については、住民が町内に居住し又は居住する予定の住宅に設置したものを対象とする。ただし、当該設備の設置に対し、町から他の補助金等の交付を受けているものを除く。

5 小型風力発電設備及び小水力発電設備については、町内に設置し使用承諾権を得ているものとする。

6 前2項に掲げる設備は、発生したエネルギーを住宅に供するものとする。ただし、余剰したエネルギーについては、この限りではない。

7 対象設備は未使用のものに限る。

8 対象設備の区分別に1世帯1件までを対象とする。

9 対象設備は購入額が20万円以上のものとする。

(奨励金額の算出方法)

第4条 奨励金額は、次の表に掲げる計算式により算出するものとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、上限は10万円とする。

交付対象設備の区分	対象設備の購入額	計算式
対象設備	20万円以上100万円未満	購入額×0.05
	100万円以上200万円未満	購入額×0.04+1万円
	200万円以上	購入額×0.03+3万円

(交付年度)

第5条 この奨励金は、対象設備の設置を完了した日属する年度の3月31日までに購入代金を完納したのものに対して交付する。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置が完了した日の属する年度の3月31日までに、奨励金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 国・県・その他の機関の補助を受けた書類の写し、交付額決定通知書の写し
- (2) 活用施設・設備の企規格又は仕様がわかる書類（対象設備のカタログ等）
- (3) 対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (4) 対象設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真
- (5) 設置場所の案内図
- (6) 町税の納税証明書（申請日以前30日以内の発行日のもの。）
- (7) 発電設備は想定される発電量及び自家消費量が分かる資料
- (8) クリーンエネルギー自動車は自動車検査証の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 町長は、奨励金交付申請書が提出されたときは、内容を審査して奨励金の可否を決定する。

2 奨励金の交付を決定する場合は、奨励金額の確定を行い、奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 奨励金を交付しない場合は、理由を申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付及び交付請求書)

第8条 町長は、前条第2項の規定により奨励金の交付を決定した申請者から、奨励金交付請求書

（様式第3号）により交付請求を受けた時は、交付請求のあった日から1か月以内に奨励金を交付するものとする。

(協力)

第9条 町長は奨励金交付者に対し、必要に応じて対象設備の使用に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月3日告示第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 6 月26日告示第20号）

この告示は、公布の日から施行し、平成21年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年12月13日告示第41号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 9 月 2 日告示第30号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 8 月 1 日告示第20号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 9 月18日告示第22号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月14日告示第 7 号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月 1 日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月19日告示第20号）

この告示は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

御代田町新エネルギー導入奨励金交付申請書

年 月 日

御代田町長 殿

申請者 住所

氏名

㊞

電話番号

年度御代田町新エネルギー導入奨励金の交付を受けたいので、御代田町新エネルギー導入奨励金交付要綱第6条の規定により、申請します。

1 活用施設・設備と内容

2 設置場所

3 交付申請額 円

4 設置年月日 年 月 日

（添付書類）

- 1 国・県・その他機関の補助を受けた書類の写し、交付額決定通知書の写し
- 2 活用施設・設備の規格または仕様がわかる書類（対象設備のカatalog等）
- 3 対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- 4 対象設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真
- 5 設置場所の案内図
- 6 町税の納税証明書（申請日以前30日以内の発行日のもの。）
- 7 発電設備は想定される発電量及び自家消費量が分かる資料
- 8 クリーンエネルギー自動車は自動車検査証の写し

※領収書及び自動車検査証は申請時に原本をお持ちください。

【申請者同意欄】

御代田町新エネルギー導入奨励金の交付の申請に当たって、私の住民基本台帳の記録の状況について、町長が関係部局に報告を求めることに同意します。

申請者氏名

㊞

様式第2号（第7条関係）

御代田町新エネルギー導入奨励金交付決定通知書
（兼御代田町新エネルギー導入奨励金額確定通知書）

御代田町達（ ）町環第 号
年 月 日

様

御代田町長

年 月 日付けで交付申請のあった御代田町新エネルギー導入奨励金について、下記のとおり交付の決定及び奨励金額の確定をしたので通知します。

記

- 1 奨励金交付申請対象設備
- 2 奨励金交付決定（確定）額 金 円

[確認した発電能力・認定された購入費用額] =
[奨励金交付決定額] =
=
≒ (限度額判定及び端数処理後の数値)

<奨励金の算定の方法>

下表の「対象設備の購入金額」区分ごとに指定された計算式により算出された額で、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

奨励金の上限は10万円とする。

対象設備の購入金額（A）	奨励金額（円）
200,000円以上 1,000,000円未満	$0.05 \times A$
1,000,000円以上 2,000,000円未満	$0.04 \times A + 10,000$
2,000,000円以上	$0.03 \times A + 30,000$

御代田町新エネルギー導入奨励金交付請求書

年 月 日

御代田町長 殿

申請者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け御代田町達（ ）町環第 号で補助金の確定を受けた御代田町新エネルギー導入奨励金について、次のとおり交付してください。

1 交付請求額

	+	万	千	百	+	円

2 振込み先

金融機関	銀行 信用組合金庫 農協	支店 支所
<input type="checkbox"/> 座種別・番号	普通 ・ 当座	<input type="checkbox"/> 座番号
ふりがな <input type="checkbox"/> 座名義人		

※ 座名義の「ふりがな」を必ず記載してください。読みが違くと振り込めません。

※ 数字は正確な記入をお願いします。例えば7と1、6と0などは明確に区別ができるようにはっきり記入してください。